

# e-learning 運用規程

湘南鎌倉総合病院内における職員教育のツールとして利用される e-learning の運用規程について以下に定める

## 第1条 管理・運営

1. 職員教育研修委員会（以下、委員会）は、e-learning（湘南鎌倉総合病院 講習会受講管理システム）の管理・運営、職員教育の実施に必要な支援を行う。
2. e-learning の対象は湘南鎌倉総合病院所属の職員、または委員長が認めた者とする。
3. 委員会の役割
  - 1) 委員会では、主催者から申請された教材について内容を精査し、承認する。
  - 2) 受講期間終了後、主催者側から学習結果、分析等の報告を受け評価を行う。
  - 3) ID, PASSWORD の管理
  - 4) 登録名簿の精査
4. 委員会には事務局を置き、担当者を以下の者とする  
◎高室（ME室）・増渕（システム）・岡本（総務）

## 第2条 e-learning 実施規則

1. 教材の作成
  - 1) 教材の作成は powerpoint で作成する
  - 2) TEST の作成（必要に応じて）
  - 3) アンケートの作成（必要に応じて）
2. 申し込み方法  
e-learning を開催したい場合には、所定の申込書<sup>\*</sup>に必要事項を記入し、委員会事務局まで提出する
3. 承認  
職員教育研修委員会（毎月第一水曜日開催）においてプレゼンテーションを行い、会の承認を受けなければならない。

#### 4. アップロード

『講習会受講管理システム』へのアップロード（登録）は主催者が行う

#### 5. 報告

受講期間終了後、主催者が委員会において以下の点について報告する。

- ・受講者数（前年対比）
- ・分析結果
- ・今後に向けての方針等

#### 附則

この規定は令和元年 10 月 1 日より施行する

※申込書は別途書類になります

2019 年 8 月作成

職員教育研修委員会  
e-learning 事務局